

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

記

1. 監査の対象 総合政策部 財政課

① 監査の期間 令和 7 年 2 月 3 日から
令和 7 年 3 月 26 日まで

② 日程及び実施場所
●概要聴取 令和 7 年 2 月 12 日（監査委員事務局）
●備品検査 令和 7 年 2 月 20 日（財政課）
●監査講評 令和 7 年 3 月 26 日（監査委員事務局）

2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 5 年度及び令和 6 年度（令和 6 年 5 月末日現在）における財政課の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

3. 監査の着眼点

- ① 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ② 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

- ③ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ④ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑤ 公金収納が、財務規則に則り適正に処理されているか。
- ⑥ 物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑦ 歳入調定の対象を的確に把握し、適正に調定と収納が行われているか。
- ⑧ その他特に必要な事項

4. 監査の結果

今回の監査において指摘事項とするものは認められなかった。

財務事務に関して、検収日や精算日など日付の記載誤りが見られたほか、文書事務に関しては、審査・決定に関しての根拠が確認できないもの、添付文書の表題が適切でないもの、随意契約締結に係る起案文書で随意契約根拠及び支出科目が適切ではないものが見られた。

備品管理について、適切に管理されていることが確認できた。

以上のことから、注意・助言等の内容を確認し適正に処理をされたい。

なお、入札及び契約の担当課であることから、予算現課からの依頼に基づく入札の実施や契約締結にあたっては、事業の目的や予算などが適切であるか厳格な審査を行うとともに必要な助言と指導を行われたい。

地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない。」、地方財政法第4条第1項では「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と最少経費原則が規定されており、予算執行にあたってはその経済的妥当性について、常に比較検討を行うなど事業に対するコストコントロールを行わなければならないとされる。

今後急激な財政悪化が見込まれる中、本市の財政運営の主管課として、限られた経営資源を有効活用し、施策の緊急度を的確に把握するとともに、計画的で健全な財政運営を推進され、市民のためのまちづくりになお一層努められるよう切に望むものである。